

会議の名称	平成26年度第1回所沢市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成26年4月22日(火)午後1時30分～2時40分
開催場所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
説明者の職・氏名	様式第2号のとおり
報告事項	(1)平成26年度所沢市国民健康保険特別会計暫定予算について (2)平成26年度所沢市国民健康保険特別会計予算について (3)その他
会議資料	・会議次第 報告事項(1) 資料1.平成26年度所沢市国民健康保険特別会計暫定予算編成に至った経緯について 資料2.平成26年度所沢市国民健康保険特別会計暫定予算について 資料3.平成26年度所沢市国民健康保険特別会計暫定予算 資料4.地方自治法(暫定予算) 資料5.地方自治法(専決処分) 資料6.国民健康保険税条例の改正案 資料7.国民健康保険税の改正案に対する修正案 報告事項(2) 資料8.平成26年度所沢市国民健康保険特別会計予算について 資料9.平成26年度所沢市国民健康保険特別会計予算(案) 資料10.平成26年度所沢市国民健康保険特別会計予算比較(平成25年度・平成26年度) 資料11.所沢市国民健康保険税条例の一部改正の概要 資料12.所沢市国民健康保険保険給付費支払基金の推移
担当部課名	市民部長 溝井 久男 市民部次長 金子 美也子 国保年金課長 及川 利美 収税課長 三上 淳 国保年金課主幹 山崎 礼子 国保年金課副主幹 森田 英明 国保年金課副主幹 森田 悟 国保年金課主査 高濱 清隆 国保年金課主査 後藤 毅彦 国保年金課主査 東 知示 市民部国保年金課 電話 2998-9131

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
司会	(司会あいさつ)
会長	(大館会長あいさつ)
司会 (山崎主幹)	<p>本日の運営協議会の成立要件につきましては、21名の委員中14名の出席がありました。「所沢市国民健康保険に関する規則」第4条第3項によりまして、出席者が過半数を超えており、会議が成立しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>(事務局より資料の確認)</p> <p>続きまして、会議次第により進めてまいります。これからの議事進行につきましては、所沢市国民健康保険に関する規則第4条第1項によりまして会長にお願いしたいと存じます。それでは大館会長よりお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、暫時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いをいたします。</p>
司会	<p>それでは議事に入る前に「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、報告(1)、(3)については公開、(2)については非公開でお知らせしておりますので、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>傍聴者の方に対しまして会議資料の配布をすることになっておりますが、資料の8から12につきましては、議会の審議前でもありますので配布はいたしません。</p> <p>また、会議録の記録・確定につきましては、前回と同様、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき、署名確定する方法でよろしいでしょうか。ご審議をお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>それではただ今、事務局から会議の公開等について説明がありましたが、いかがでしょうか。事務局の説明通りでよろしいですか</p> <p>(異議なし)</p> <p>みなさんご異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。それでは、本日の次第に従って進めます。本日の傍聴の方はいらっしゃいますか。</p>
司会	傍聴の方はいらっしゃいません。以上でございます。
議長(会長)	それでは、報告(1)「平成26年度所沢市国民健康保険特別会計暫定予算について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局 (溝井部長)	<p>市民部長の溝井でございます。</p> <p>暫定予算のご説明をさせていただく前に、まず、この平成26年度所沢市国民健康保険特別会計暫定予算の編成に至った経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料の、1ページをお願いいたします。</p> <p>平成26年度所沢市国民健康保険特別会計暫定予算編成に至った経緯について</p>

でございます。

まず、でございますけれど、先ほど会長さんからもお話がございましたが、平成25年11月に国民健康保険税の税率等の見直しにつきまして答申をしていただきました。

になりますが、答申の内容を尊重いたしまして、その内容に沿った形で、所沢市国民健康保険税条例の改正案、それに見合う平成26年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算案を平成26年所沢市議会第1回定例会に提出いたしました。

国民健康保険税条例の改正案の内容でございますが、答申の内容ということになりますが、資料の6ページをお願いいたします。

今回の改正案でございますが、まず、医療給付費分でございますが、現在、所沢市はいわゆる4方式を採用しておりますが、その4方式、所得割・資産割・平等割・均等割を26年度から2方式にするということで、資産割と平等割を廃止いたしまして、所得割と均等割にするということでございます。

次に、資産割を廃止することにより、それに見合う形での所得割の率を6.5%から7.6%に引き上げたというものと、平等割を廃止することによって均等割の額を9,000円から22,400円に引き上げたということでございます。また、賦課限度額を法定限度額に合わせるということで50万円から51万円に引き上げるという内容でございます。

それから、後期高齢者支援金等分でございますが、所得割額、均等割額は変更ございませんが、賦課限度額につきまして同様に法定限度額まで引き上げるということで12万円から14万円にするということでございます。

次に、介護納付金分につきましても、所得割額、均等割額は変更せずに、賦課限度額を法定限度額まで引き上げるということで9万円から12万円に引き上げるということでございます。改正案の内容につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただきまして、次に、になりますが、所沢市には、4つの常任委員会がございます。国民健康保険税条例の改正案につきましては、その中の、市民環境常任委員会に付託をされまして審議がされました。

国民健康保険税条例の改正案につきましては、常任委員会は9人の議員さんがいらっしゃいますが、その中で賛否を問うたときに4対4になりました。そうしますと常任委員長さんの結果で決まるということになりまして、常任委員長さんが現状維持ということで否決ということでしたので、結果的に4対5で否決となりました。

委員会での国民健康保険税条例の改正案に対する主な反対意見でございますけれども、まだ会議録が定まっておきませんので 正確なものではございませんが、職員が同席しておりましたので、そこで職員が書き取ったものということでご理解いただければと思います。

まず、1点目といたしまして、消費税の引き上げ時期が、平成26年4月に5パーセントから8パーセントに上がりますので、その時期と重なることから配慮が必要ということがございました。

2点目といたしまして、税率等の引き上げに対する激変緩和策が講じられていない、ということがございました。これにつきましては、今回4方式から2方式に変更になりますと、従前の税額からすると、相当程度増額になる世帯がございます。そういう世帯につきましては、一気に変わる場合には激変ではないかということで、緩和策が講じられてないということがございました。

それから、3点目といたしまして、被保険者の数が多い世帯については、均等割を9,000円から22,400円に引き上げましたので、人数の多い世帯ですとどうしても負担増となりますので、それに対して配慮がされていないというご意見がございました。

それから、4点目でございますが、今回4方式から2方式という変更をさせていただいておりますが、その議論がまだ十分ではないというような意見がございました。

主な反対意見につきましては、以上でございます。

次に、 となりますが、国民健康保険特別会計当初予算案でございますが、これにつきましては、所沢市は今回から予算特別委員会を設置いたしました。現在、所沢市の市議会議員は36名いらっしゃいますが、議長を除く35名で組織する特別委員会を設置いたしまして、そこで審議されました。そこでの議論は、今回の当初予算案に関しましては先ほど国民健康保険税の税率等の引き上げをしておりますので、その分を見込んだ歳入になってございます。そうしますと今回の国民健康保険税条例の改正案と当初予算案というのは一体で、国民健康保険税条例の改正案が認められないのであれば予算も認められないということで当初予算案についても、賛成少数で否決されました。

次に、 となりますが、その後、最終日の前日でございますけど、国民健康保険税条例の改正案に対します修正動議が4名の市議会議員の方から提出されました。その案につきましては恐れ入りますが、資料7をお願いいたします。

先ほどの改正案の賦課限度額の引き上げ、3つ申し上げたと思いますが、そこについては同様でございます。改正案との変更点だけ申し上げますと、医療給付費分の、いわゆる4方式を、改正案ですと、26年度から一気に2方式に変えるという案でございましたけど、この修正案につきましては3年目に改正案と同じになり、そこに至るまでの26年度と27年度については段階的に変更させていこうということで、まず、資産割については徐々に下げていって、28年度には廃止し、所得割については徐々にあげるといったことでございます。平等割につきましても徐々に下げていって、最終的には28年度に廃止し、均等割は逆に徐々に上げていくということで、段階的に上げ下げをして最終的には28年度に2方式にしようという案であると理解しております。

それによりまして、激変をゆるやかにしようとした案であると思います。

恐れ入りますが、また、1ページに戻っていただきまして、次に、 となりますが、本会議におきまして、まず、国民健康保険税条例の修正案につきまして、採決が行われましたが、賛成少数で否決されました。

その主な反対意見でございますが、まず、改正案を踏襲した内容であり、多人数世帯への配慮がないという点でございました。

それから、もう1点が、この修正案というのは、4名の市議会議員の方から提出された訳ですが、反対された議員さんの意見は、こういう修正案については市側が出すべきであると、というようなご意見がございました。

引き続いて、国民健康保険税条例の改正案につきましても、平成26年度国民健康保険特別会計当初予算案につきましても、委員会において否決された理由と同様の理由により、賛成少数で否決されました。

そうしますと、当初予算案も成立しなかったということに結果的になってしまいましたので、 となりますが、4月1日からの国保運営に関しまして支障が出ますので、それについては、地方自治法の第218条第2項に、当初予算案が年度開始前に成立しなかったようなときには、つなぎの予算として暫定的な予算を編成できるということに

	<p>なっております。</p> <p>それは必要最小限ということになっております。また、議会が3月29日の深夜の1時ぐらいまで行っておりましたけれども、そこから議会を開催して議会の承認をいただく時間的余裕がございませんでしたので、3月31日に専決処分をさせていただきまして、現在それで運用しているということでございます。</p> <p>法的根拠につきましては、資料4ページをお願いいたします。地方自治法の第218条の第2項でございます。「普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる」となっております。また、第3項では、「前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす」となっておりまして、本予算が成立しますと暫定予算というのは溶け込んでしまうということで、今まで支出とか歳入があったものは、そのまま本予算の方に反映されるということでございます。</p> <p>専決処分に関しましては、5ページをお願いいたします。第1項でございますが、「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」ということになっておりまして、これを専決処分と呼んでおります。次に、で、前2項の規定による処置については、「普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない」となっておりまして、直近の議会においてその承認を求める手続が必要となります。</p> <p>暫定予算に至る経緯につきましては、以上のとおりでございますが、今回、運営協議会からいただきました答申につきましては、慎重に審議していただき、ご決断をいただいたものと考えております。</p> <p>大変重く受け止めておる次第でございます。</p> <p>しかしながら、市の力が及ばず、この答申案で成立ができませんでした。大変申し訳ありませんでした。市といたしましては、国保の問題は市全体の問題であると捉えて全力で取り組んでまいりますので、今後とも何卒ご協力をお願いできればと考えております。</p> <p>暫定予算案の編成に至った経緯については、以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただ今、暫定予算に至った経緯について部長から説明をいただきました。</p> <p>これに関して委員の皆さんは何か質問とかご意見等がございましたらばお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>部長の説明でご了解いただけましたか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>意見、異議がないようですので、次に進めたいと思います。</p> <p>続いて、平成26年度所沢市国民健康保険特別会計暫定予算についてご説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (及川課長)</p>	<p>それでは、「平成26年度所沢市国民健康保険特別会計暫定予算」につきまして、ご説明をいたします。</p> <p>資料につきましては、お手元の資料の2ページ資料の2「平成26年度所沢市国民健康保険特別会計暫定予算について」をお願いいたします。</p> <p>それでは暫定予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>(1)の編成にあたっての基本的な考え方でございますが、編成にあたりましては、保険給付費などの義務的経費を計上することといたしまして、国民健康保険被保険者の生活に影響を及ぼす医療費等の支出に支障をきたさないようにするため、4月から6月までの3ヶ月間の経費を確保するものでございます。</p> <p>続きまして、資料の3ページをお願いいたします。こちらの資料が、暫定予算の内容となっております。この上半分が「歳入」、下半分が「歳出」となっております。</p> <p>歳入・歳出それぞれ、左から科目・平成26年度当初予算額(案)・平成26年度暫定予算額・増減・備考の順で表示をさせていただいております。</p> <p>左から2番目になりますが「平成26年度当初予算額(案)」につきましては、先の市議会におきまして、提出をさせていただいた内容の当初予算額ということになっております。暫定予算額でございますが、歳入・歳出それぞれの表の一番下の段をご覧くださいますと、歳入・歳出ともに、総額で103億6,957万7千円でございます。これは、当初予算案の約27.21%となっております。</p> <p>なお、こちらの暫定予算でございますが、先ほど部長の方から説明させていただきましたが、本予算成立後はその本予算に吸収され、その効力を失うものでございます。</p> <p>暫定予算につきましては、以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただ今の暫定予算につきまして、事務局から説明いただきましたが、その内容また、これらの資料に基づいて何かご意見ご質問等ございましたらば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(意見質問等なし)</p> <p>ご意見ご質問等 ないようですので次に進めさせていただきます。次に報告事項(2)平成26年度所沢市国民健康保険特別会計予算について、でございますが、冒頭に事務局から説明がありましたように、平成26年度予算につきましては次回議会へ提出する予定であります。所沢市情報公開条例第7条第5項に該当することから、非公開とさせていただきます。それではあらためて、報告事項(2)平成26年度所沢市国民健康保険特別会計予算について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (及川課長)</p>	<p>それでは、報告事項(2)について説明させていただきます。</p> <p>資料8ページ、「平成26年度所沢市特別会計予算について」をお願いいたします。こちらの資料につきましては、予算編成にあたりましての基本的な考え方、国民健康保険保険給付費支払基金の状況、運営費繰入金等の概要を記載したものでございます。この内容も含めまして資料9ページ、「平成26年度所沢市国民健康保険特別会計予算(案)」をお願いいたします。</p>

それでは説明をさせていただきます。資料9をお願いいたします。資料9でございますが、上半分が「歳入」、下半分が「歳出」となっております。歳入歳出それぞれ左から科目、平成26年度当初予算額(案)、平成26年度予算額(案)、増減、備考の順で表示をさせていただいております。

なお、低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大につきましては、2月の運営協議会の時にも、平成26年度以降の制度改正というところで簡単に説明をさせていただきましたが、資料の11ページ、資料11「所沢市国民健康保険税条例の一部改正の概要」で説明させていただきます。こちらの「所沢市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、3月31日付で専決処分をさせていただきまして、来週に開催を予定しております臨時議会で報告させていただくことになっております。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の賦課につきましては、軽減措置といたしまして7割、5割、2割という軽減措置がございます。その中で今回の改正点は2点ございまして、まず1点目は5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における改正です。こちらは世帯主を除く被保険者数としておりましたが、世帯主を除くという部分がなくなりまして、世帯主を含めた被保険者数により算定することとなりました。次に2点目は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につきまして被保険者の数に乗すべき金額が、以前は35万円だったものを45万円に引き上げることになったものでございます。いずれにいたしましても、軽減の対象となる所得の基準額が拡大されるということでございますので、必然的に軽減の対象となる世帯も増えますし、軽減額も増えるということになります。

続きまして、資料の9に戻っていただきまして、次に歳入の繰入金につきまして説明させていただきます。繰入金のうちの「保険基盤安定分」、予算額で申しますと7億6,739万4千円でございますが、こちらは国民健康保険税軽減対象世帯の拡大によりまして、当初予算(案)と比べて9,433万円の増となっております。その軽減措置の拡大によりまして国あるいは県からの補助金ですとか、市からの法定の繰入れなどが増額になることから9,433万円の増額を見込んでおります。

次にその下の「一般財源化分」6億262万4千円でございますが、こちらは税率等の改正がなされなかったことに伴いまして、歳入の部分が不足することになります。その不足する部分を補うために国民健康保険給付費支払基金を1億7,398万7千円繰入れるものでございます。「一般財源化分」につきましては、備考にも記載しておりますが、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金繰入金の法定繰入金、それ以外に国民健康保険給付費支払基金繰入金で1億7,398万7千円を繰入れるものといたしまして予算を計上いたしております。この1億7,398万7千円という金額は平成25年度末現在の基金の残額全額を取り崩すということでございます。

この基金につきましては、資料の12ページになりますが、こちらに基金の推移ということで平成22年度の末から26年度当初、あるいは26年度末の見込みを示しております。こちらをご覧くださいますと平成25年度の当初、下から4段目になりますけれども8億8,523万7,124円基金の保有額がございました。25年度の当初予算で

	<p>2億9,383万9千円計上させていただきましたが、25年度の予算を執行していく中で、かなり不足が生じまして3月補正では、追加で4億1,863万7千円を計上させていただきました。その結果、25年度末で1億7,398万7,152円が基金の残高となっております。資料の9ページ、資料9にお戻りください。基金につきましても平成26年度全額取り崩すわけですが、平成25年度国民健康保険特別会計につきましても、非常に厳しい状況にあるということを申し添えます。</p> <p>次に、「その他市単独分」でございますが、予算(案)といたしまして9億4,377万5千円を計上しております。こちらは歳入の不足分を補填するものでございまして、法定外の繰入金、備考欄のところにも記載させていただいております運営費繰入金を増額させていただくものでございます。当初予算(案)と比べまして2億4,377万5千円の増額となっております。こちらにつきましては、税率等の改正が出来なかった影響ということで歳入不足分を補填するために緊急の措置といたしまして一般会計から繰入れるものでございます。なお、歳入の不足分につきましては、基金の全額取り崩し及び緊急措置として一般会計からの繰入れにより平成26年度は賄うものでございます。</p> <p>予算(案)につきましては、以上になりますが、なお、資料10につきましては、平成25年度の当初予算額と予算(案)を比較したものでございまして、参考にさせていただければと存じます。</p> <p>以上で予算(案)につきましての説明を終わらせていただきます。</p>
議長(会長)	ただ今説明がありました、内容につきましてご意見等ございましたら、お願いいたします。
委員	では、伺ってよろしいですか。
議長(会長)	事務局に質問します。 はい、どうぞ。
委員	<p>確認をさせていただきたいのですが、本予算の部分の歳入につきまして、市からの繰入金が増額で計上されているということですが、逆に言うと一般会計の方で補正によりまして、繰出金を増額されるということになると思うのですが、議会側の理解の見込みはいかがでしょうかということをお尋ねしたいと思っております。それから、今年度は現行の税率で行くというお考えだと思うのですが、来年度以降に向けて、方向的にこういったことを考えていらっしゃるのか念のためお尋ねしたいと思っております。以上2点です。よろしく申し上げます。</p>

<p>事務局 (及川課長)</p>	<p>まず1点目でございますけれども、繰入金に対する一般会計からの繰り出しでございますが、かなり一般会計も厳しい状況ではあります、国保会計の緊急措置といたしまして、一般会計からの繰り出しをしていただけたということでございます、次期議会に一般会計の補正予算ということで提出をさせていただくところでございます。</p> <p>もう1点目の今後の方向性でございますが、これから平成27年度以降の会計につきまして推計等をさせていただきます、一般会計から繰り入れを増やすのか、あるいは、被保険者の方々に税負担を求めるのかということも含めまして、今後検討させていただきたいと考えております。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>今の一般会計からの繰入金ですが9ページを見ますと増減の中で税収が4億1,396万7千円減ってしまうわけです。結局条例が可決されなかったということで、その財源として、特に2億4,377万5千円(その他市単分)、これは運営費繰入金なのですが、これは法定繰入金と解釈してよろしいですか。</p>
<p>事務局 (及川課長)</p>	<p>法定繰入金ということでございます、一般財源化分のところに記載してあるものが法定繰入金でございますので、その他市単分・運営費繰入金につきましては、法定外の繰入金、俗にいう赤字補填分としての繰入金でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>特別会計ですから赤字が出たら、足りなくなったら、一般会計からどんどん補填しましょうという考え方もどうか、という感じもしますが、議会の議論の中では、とにかく赤字が出たならば、一般財源から繰り入れればよいという雰囲気だったのですか。</p>
<p>事務局 (溝井部長)</p>	<p>今、会長さんがおっしゃられたように不足分が出たのであれば一般会計のほうから繰り入れればよいではないかというご意見を持たれている議員もいらっしゃいました。</p> <p>もう1点は、何年か前にその時の市長が1人あたりの一般会計からの繰入額は目安として1万円と答弁された時がございました。</p> <p>7億円の繰入金ですと、1人当たり7千円ちょっととなりますが、繰入金を10億円とすれば、概ね1人当たり1万円くらいになります。このことから、繰入金を3億円増やせば、税率等の引き上げをしなくても、おおよそそれで見合うのではないかというようなご意見をおっしゃられた議員の方もいらっしゃいました。その2通りでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それからもう1点、11ページに特定同一世帯という言葉・表現がありますがそれを説明していただきたい。</p>
<p>事務局 (及川課長)</p>	<p>特定同一世帯ということでございますが、これは、平成20年度に後期高齢者の医療制度ができましたが、国民健康保険から後期高齢者の医療制度に移行した方で継続して同じ世帯に属する方がいらっしゃる世帯のことでございます。例えば、高齢のご夫婦2人世帯がいらっしゃるとうします。75歳になりますと後期高齢者の医療制度に該当することになりますので75歳から後期高齢者の医療制度に移っていただくこととなります。そうなりますと、国保の加入世帯としては1人の世帯となってしまいます。国保から後期高齢者の医療制度に移られることで国保加入の方が1人の世帯ということに</p>

	<p>なり、その段階で、軽減であるとかそういう措置に対して2人と1人では基準が違いますので、それを解消するために設けられた世帯ということが言えます。もう一度整理いたしますと国民健康保険から後期高齢者の医療制度に移行した方で継続して同じ世帯に属する方がいらっしゃる世帯のことを特定同一世帯といいます。</p>
議長(会長)	<p>他にご意見、ご質問等ございませんか。 (意見・質問等なし) ないようですので、続きまして、報告事項(3)その他でございます。 事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局 (山崎主幹)	<p>次回の協議会でございますが、7月に平成25年度国民健康保険特別会計決算報告をさせていただきたいと思っております。日程が決まり次第ご連絡させていただきます。事前に資料をお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>決算の報告が7月に予定されておりますので、皆様よろしくお願いいたします。 それでは、本日の議事につきましてはこれで終了させていただきます。せっかくの機会でありますので委員の皆様から何かございますか。 (委員からの意見なし) では、今年度も引き続きご審議をお願いいたします。 以上で会議はすべて終了いたしました。議長の職を解かせていただきたいと思います。 ご協力大変ありがとうございました。</p>
事務局 (山崎主幹)	<p>ありがとうございました。大館会長におかれましては、長時間にわたり議長をおつとめいただきありがとうございました。 それでは最後に閉会の言葉を吉野職務代理よりお願いいたします。</p>
吉野職務代理	<p>(閉会の挨拶)</p>
事務局 (山崎主幹)	<p>長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。おつかれさまでございました。</p>

平成26年度第1回所沢市国民健康保険運営協議会出欠簿

代表区分	所属		氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	○	竹島 美保子
	いるま野農業協同組合	×	鹿島 正之助
		×	諸星 賀津美
	所沢市連合婦人会	○	木下 登美子
	所沢商工会議所	○	吉澤 富江
所沢市自治連合会	○	黒田 訓光	
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	○	柳 内 仁
		×	梨子田 行孝
		○	駒崎 敏郎
		○	黒河 圭介
	所沢市歯科医師会	○	島田 和浩
	所沢市薬剤師会	×	齋藤 祐次
公益代表	市長が定める者	○	大舘 靖治
		○	君田 典子
		○	吉野 貞治
	所沢商店街連合会	○	小澤 正明
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	×	秋葉 義男
	連合埼玉西部 第四地域協議会	×	浅見 富美明
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	×	鈴木 桂司
	公立学校共済組合 埼玉支部	○	水野 淳司
	西武健康保険組合	○	早川 正道